

美郷町ふるさと美郷応援寄付に係る
記念品提供事業に関する募集要項

令和 6 年 9 月 1 日

美郷町企画財政課

1. 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により美郷町（以下「町」という。）へ寄附をいただいた寄附者（法人及び町に住所を有する者は除く）に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス等の記念品（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、町の魅力発信、地場製品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者へ贈呈する返礼品の提供にご協力いただける事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2. ふるさと納税制度の概要

特定のふるさと（自治体）に対する「応援したい、貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、寄附金額の2,000円を超える部分について、その一定限度額まで所得税と合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことであります。

寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。寄附を受けた自治体は寄附者に対し、寄附額の3割以内相当の価値の地場産品を返礼品として贈呈することができます。

※制度詳細は、総務省HPを参照ください。



3. 協力事業者のメリット

- (1) 返礼品の商品代（包装代や箱代を含む）、ポータルサイトの利用手数料及び送料実費は町が負担します。
- (2) 返礼品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です（商品及び事業者PRにご活用ください）。
- (3) 返礼品の画像や名称、取扱事業者名、商品説明文等を、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRと販路拡大につながります。町が利用しているポータルサイトは町HP「ふるさと美郷応援寄付トップ」に掲載していますのでご確認ください。

4. 協力事業者の要件

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等が存在し、町内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人（その他の団体）、個人事業主であること
- (2) 上記に該当しない場合には、町内で生産された原料にて加工、製造、販売を行っている、もしくは、町をPRしていると認められる事業者であること
- (3) 町税等の申告がなされ、かつ、滞納がないこと
- (4) 関連法令、条例等に沿った生産、製造、加工またはサービス等を行っていること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、もしくは暴力団密接関係者ではないこと
- (6) 個人情報の取扱いについて、町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月7日条例第3号）及び関係法令を遵守の上、返礼品の発送以外には使用しないなど責任を持った対応ができること
- (7) 協力事業者として果たすべき業務（返礼品の発送・発注管理・在庫管理・返礼品の情報に変更が

あった際の迅速な報告等)を遂行できること

(8) 町が行う調査・確認については、これに同意するとともに調査に必要な書類の提出を求めた際には速やかに対応ができること

(9) 食品取扱事業者の場合

- ①食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等各種法令等に従った事業活動を行っていること
- ②食品取扱に際し、関連法令及び国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること
- ③食品取扱に際し、関連法令及び国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること
- ④原材料、賞味期限または消費期限、アレルギー表示（特定原材料8品目、特定原材料に準ずる20品目およびコンタミネーションも含む）、産地等について適正に申請するとともに、変更があった場合、もしくはまた商品の製造中止等により提供不可となった場合には、町や運營業務委託先へ報告するなど、速やかな対応を行うことができること

5. 事業者登録の取消、返礼品の取扱終了

誓約書兼同意書記載の内容に反する行為があった場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品として不適合と判断された場合には、協力事業者登録を取り消すとともに返礼品の取扱を終了します。

6. 損害賠償の発生

虚偽の申請、法令等違反、内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等が発生し、ふるさと納税に係る指定制度の解除等、町に損害を与えた場合、町は協力事業者に対し取引停止を命じ、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

7. 返礼品の要件

返礼品は、次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 町の魅力をPRし、イメージアップにつながる商品又は体験・サービスであること
- (2) 品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること（ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合はこの限りでない）
- (3) 総務省「地場産品基準類型」に示すいずれかの項目に該当すること

8. 返礼品の登録、審査

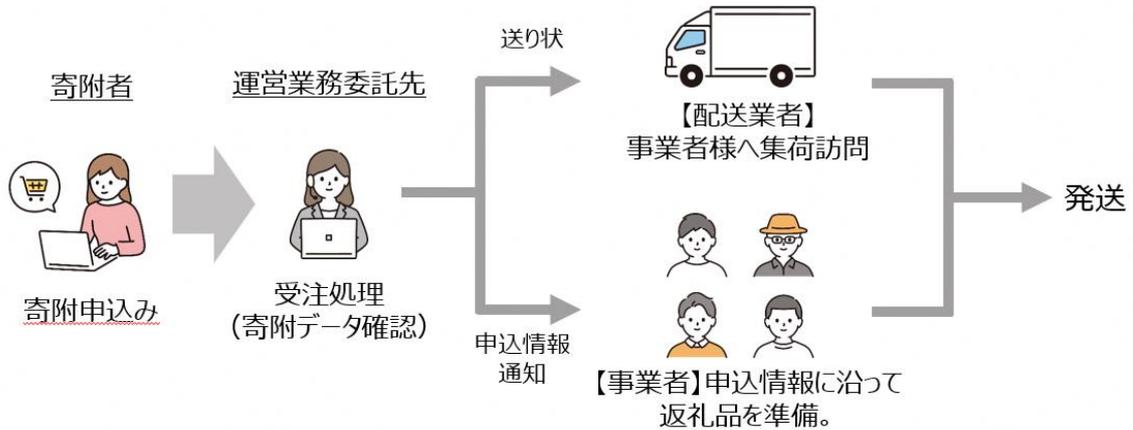
- (1) 新規協力事業者の場合、事業者登録書類を町もしくは運營業務委託先へ提出
- (2) 返礼品提案書類を町もしくは運營業務委託先へ提出
- (3) 申し込み内容を審査し、町から総務省へ申出
- (4) 総務省の承認後、運營業務委託先にてふるさと納税ポータルサイトへ返礼品を登録
- (5) 寄附受付開始

※町及び総務省の審査に時間がかかるため、申込から寄附受付開始まで2～3か月程度の期間を要します。

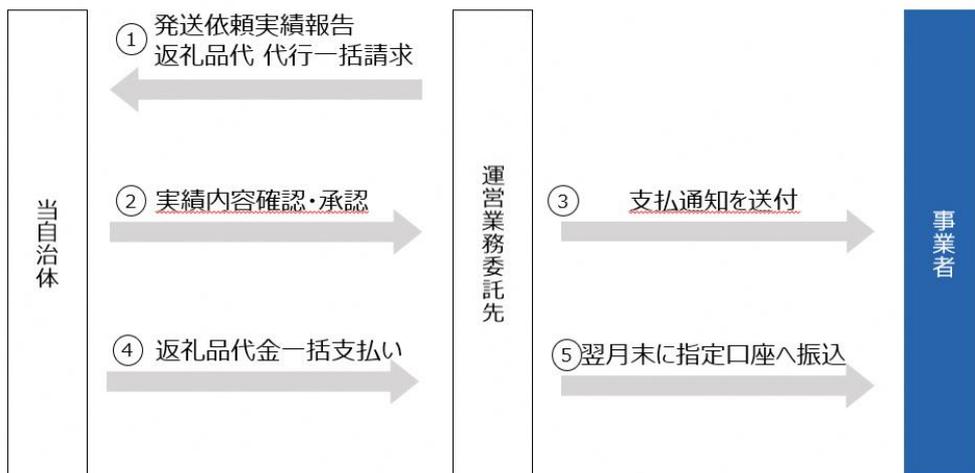
※町及び総務省の審査により、返礼品登録を否認される可能性があります。

9. 寄附申込から支払までの流れ

(1) 寄附入金から返礼品発送までの流れ



(2) 支払いまでの流れ



10. その他、留意事項

- 有事に対応するため、事業者はPL保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険への加入をご検討ください（町は加入することを推奨しています）。
- 返礼品として登録された商品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 事業者情報や口座、委任者等の変更をする場合には、速やかに町及び運営業務委託先へ報告を行ってください。
- 事業者自ら広告媒体（新聞・テレビ・web等）にて返礼品の宣伝広告を実施する際は予め、町に予定

内容を申し出、承諾・承認を受けたうえで出稿ください。なお、その内容が総務省より規定(告示第2条第1号ハ)に抵触すると判断された際は、その広告内容の変更や出稿中止をお願いします。

11. 問い合わせ先

美郷町 企画財政課 企画財政班 ふるさと納税担当

所在地：秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10

電 話：0187-84-4901

F A X：0187-85-3102

メール：furusato_nozei3310@town.akita-misato.lg.jp